

○台湾BSMI、プリンタと複写機の製品カテゴリー統合と、製品適用範囲の一部追加を発表。

經濟部標準檢驗局（BSMI）は、「經標三字第10630002320號」にて、プリンタと複写機製品のカテゴリーの統合と、製品適用範囲の一部追加を発表しています。主な内容は以下の通り：

- ・従来の「プリンタ」と「複写機」のカテゴリーを、「プリンタ及び複写機器」に統合する。
- ・檢驗登録(RPC)・型式試験バッチ試験(T/A)いずれも選択可能で、RPCの認証モジュールは2+3となり、複写機に対する工場検査やISOは要求されない。
- ・複写機に認められていなかったCB認証書/レポートからCNSレポートへの転換が可能になった。
- ・一部の製品適用範囲を追加：「FAX或いはスキャナ、ラベル・バーコード・レシート・番号札・写真・通帳の印刷機能を持つ機器を含む。」
- ・2018年1月1日より実施

※ 下記は、UL Japanの参考和訳です。原文と内容が相違する場合は原文が優先されます。

經濟部標準檢驗局 公告

発行日：2017年5月18日

発行番号：經標三字第10630002320號

主旨：「検査を実施するプリンタ及び複写機商品の関連検査規定」を修正し、即日発効する。

根拠：商品検査法第三条、第十条第一項、第三十五条第三項および第三十九条第二項の規定。

公告事項：付属文書「BSMIが検査を実施するプリンタと複写機商品の関連検査規定修正対照表」を修正して掲載する。

經濟部標準檢驗局

検査を実施するプリンタと複写機商品の関連検査規定修正対照表

修正後				修正前			
品名	試験規格	檢驗登録モジュール	参考HSコード	品名	試験規格	檢驗登録モジュール	参考HSコード
プリンタ及び複写機器(FAX或いはスキャナ、ラベル、バーコード、レシート、番号札、写真及び通帳の印刷機能を持つ機器を含む)	CNS 13438 (2006年6月)	モジュール2+3	8443.31.00.00-2A	プリンタ	CNS 13438 (2006年6月)	モジュール2+3	8443.31.00.00-2A
	CNS 14336-1 (2010年9月)		8443.32.00.00-1A		CNS 14336-1 (2010年9月)		8443.32.00.00-1A
	CNS15663の5項「含有表示」(2013年7月)		8443.31.00.00-2B 8443.32.00.00-1B 8443.39.00.90-5		CNS15663の5項「含有表示」(2013年7月)		
				複写機	CNS 13438 (2006年6月) CNS 14336-1 (2010年9月) CNS15663の5項「含有表示」(2013年7月)	モジュール2+3、 モジュール2+5、 モジュール2+7	8443.31.00.00-2B 8443.32.00.00-1B 8443.39.00.90-5

関連検査規定：

- 一、リスト修正後の適用範囲で、修正前と比較して新しく追加された範囲の商品（新リスト品目）は、2018年1月1日より輸入及び国内生産の商品に検査を実施する。その検査方式は型式認可バッチ試験及び檢驗登録の2方式を並行採用し、檢驗登録の適合性評価モジュールは2+3とする。
- 二、公告の日より、直ちに本局はリスト製品の検証登録或いは商品型式認可の申請を受理し、審査及び認証発行作業を行う。本局で審査に適合した場合には、商品檢驗登録証書或いは商品型式認可証書を発行する。
- 三、修正前及び修正後の検査適用範囲のいずれにも属するリスト商品は、その検査方式、認証書有効期限及び検査費用率等の規定は変更なく維持する。検証登録の適合性評価モジュールは、2+3である。
- 四、修正後の検査適用範囲で、修正前と比較して新しく追加された範囲の商品（新リスト品目）について、申請者は

リストにある検査規格の型式試験レポート、技術資料、制限物質の含有状況と表示位置、証明（表1、2参照）及び制限物質含有状況表示宣言書を提出しなければならない。実施日以前に認証取得した場合、その認証書の有効期限は2018年1月1日から2020年12月31日までとなる。商品検査登録を申請する場合、2018年度の年間費用の納付後に認証書が発行される。；実施日以降に認証を取得した場合、認証書の有効期限は、認証書発行から3年となる。

五、リスト商品はCNS 15663第5項「含有表示」の規定により、使用制限物質の含有状況を、製品本体・包装・ラベル・説明書のいずれかに表示すること。ただし、インターネット（公開）方式で制限物質の含有状況を提供する場合は、WEBアドレスを本体、包装、ラベルまたは取説に明記すること。その表示場所については、CNS 15663第5.3項の規定を適用しない。

六、リスト商品を修正後の検査規格で申請し、本局の審査を受けて認証発行（変更）を受けた場合、その商品の識別表示は以下のようにすること：

（一）「商品検査標識使用弁法」の規定により、リスト商品は、その検証登録（RPC）及び型式認可（T/A）商品検査マークをライセンスホルダー自ら印刷しなければならない。その識別記号は、「認証種別」、「申請者ID（5ケタ）」及び「制限物質含有状況」（例：RoHS 或いは RoHS（XX，XX））で構成されていること。

（二）識別記号の表示位置は、基本図形の下方或いは右側とし、制限物質含有状況はその2行目に表示すること。

（三）検査マークは固定したサイズを指定しない。ただし、寸法比率は適切であり、製品本体の見やすい場所に表示すること。かつ変質しにくい材質で製作し、内容は判読しやすく、かつ消えにくく、恒久的な固定方法で表示すること。

（四）検証登録（RPC）を採用する場合、その商品検査マークは以下の通り。



（五）型式認可（T/A）を採用する場合、その商品検査マークは以下の通り。



（六）RoHS：CNS15663の規定により排除する項目を除き、商品が含有する制限物質の含有量が、基準値の含有率を超えていないことを表す。

RoHS（XX，XX）：CNS15663の規定により排除する項目を除き、商品が含有する制限物質（XX）の含有量が、基準値の含有率を超えていることを表す。

制限物質とは、CNS 15663のAppendix Aに規定されているPb（鉛）・Cd（カドミウム）・Hg（鉛）・Cr+6（六価クロム）・PBB（ポリ臭化ビフェニル）およびPBDE（ポリ臭化ジフェニルエーテル）を指す。

例：RoHS（Pb）は、その商品の部分ユニットの鉛元素含有量が、CNS 15663のAppendix Aに規定されている基準値の含有率を超えていることを表す。

例：RoHS（Cd，Cr+6，PBB）は、その商品の部分ユニットのカドミウム・六価クロム・ポリ臭化ビフェニルの含有量が、CNS 15663のAppendix Aに規定されている基準値の含有率を超えていることを表す。

七、リスト商品でAC電源または付属のACアダプタにより電源が供給される場合は、電気安全規格の試験項目（CNS 14336-1）を実施すること。

八、リスト商品の電気安全試験項目については、IECEE CBスキームによる認証書及び試験レポートは、「CB認証書及び試験レポートによるレポート転換作業プロセス」に基づき、国内本局認可指定試験所に申請し、CNS試験レポートに転換することができる。

九、リストにある修正後のHSコードは参考とし、リスト商品が税関或いは国際貿易局がリストにある参考HSコードに該当しないと認定しても、リスト商品は市場投入前に認証作業を完了すること。

十、リスト商品の輸入規定コードはC02である。

十一、リスト商品の型式認可/検証登録の審査期間は14稼働日。（補充資料或いはサンプル待ちの時間は含まない。サンプリングが必要な場合、サンプル到着後7稼働日を加算する。）

十二、以下の地点でバッチ試験の受理を行う：

（一）国内生産者或いは委託生産者：生産地点の管轄区域に基づき、本局或いは本局所属の分局に申請する。必要な場合は、管轄区域を越えて申請することもできる。

（二）輸入或いは委託輸入者：輸入商品の到着港の管轄区域に基づき、本局或いは本局所属の分局に申請する。必要な場合は、管轄区域を越えて申請することもできる。

十三、リスト商品の検査規格は、本公告で指定したバージョンが優先される； 今後もし新（改訂）版が発行された場合、本局は実施期日を訂正して発表する。

表1 制限物質含有状況で含有率が基準値を超えている場合の表示例

機器名称：レシートプリンタ、モデル名：XXX（注）						
ユニット	制限物質及びその化学記号					
	鉛 (Pb)	水銀 (Hg)	カドミウム (Cd)	六価クロム (Cr+6)	ポリ臭化 ビフェニル (PBB)	ポリ臭化ジフ ェニルエーテ ル (PBDE)
プリント基板	超過 0.1 wt %	○	○	○	○	○
エンクロージャー	○	○	○	○	○	○
プリンタユニット (例：プリンタヘッド、ノズル・・・等)	—	超過 0.1 wt %	○	○	○	○
駆動ユニット (例：モーター・・・等)	○	○	○	○	○	○
アクセサリ	—	○	○	超過 0.01 wt %	○	超過 0.1 wt %
備考1. 「超過0.1wt%」及び「超過0.01wt%」は、制限物質の含有率が基準値を超える量のパーセンテージを表す。						
備考2. 「○」は、制限物質の含有率が基準値を超えていないことを表す。						
備考3. 「—」は、制限物質が除外される項目。						

表2 除外項目を除き、制限物質含有状況で含有率が基準値を超えていない場合の表示例

機器名称：レシートプリンタ、モデル名：XXX（注）						
ユニット	制限物質及びその化学記号					
	鉛 (Pb)	水銀 (Hg)	カドミウム (Cd)	六価クロム (Cr+6)	ポリ臭化 ビフェニル (PBB)	ポリ臭化ジフ ェニルエーテ ル (PBDE)
プリント基板	○	○	○	○	○	○
エンクロージャー	○	○	○	○	○	○
プリンタユニット (例：プリンタヘッド、ノズル・・・等)	—	○	○	○	○	○
駆動ユニット (例：モーター・・・等)	○	○	○	○	○	○
アクセサリ	—	○	○	○	○	○
備考1. 「○」は、制限物質の含有率が基準値を超えていないことを表す。						
備考2. 「—」は、制限物質が除外される項目。						

(注) 証明は、商品との対応関係を簡潔に表現することができる場合は、証明上部の欄への機器名称とモデル名の表示は免除される。；もし証明が複数のモデルに同時に適用される場合は、複数モデルを同じ欄に表示することができる。

記事原文はこちら (言語：中国語)

BSMIホームページ http://www.bsmi.gov.tw/wSite/record/file_act.jsp?ixCuAttach=24498

【UL Japan補足】

上記公告には記載されていませんが、上記の品目は、2015年12月29日付「經標三字第10430007280號」で、2017年7月1日よりRoHS要求を追加することが発表されています。

UL Japan参考和訳 http://japan.ul.com/wp-content/uploads/sites/27/2016/09/14_201609-4.pdf